

最高裁秘書第2968号

令和元年6月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月9日付け（同月10日受付、最高裁秘書第2510号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成16年12月16日付け最高裁民三第000171号民事局長通知「破産者の免責手続について租税官署等から照会があった場合の対応について」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁民三第000171号

(訟ろ-2)

平成16年12月16日

地方裁判所長 殿（東京を除く。）

最高裁判所事務総局民事局長 高橋利文

破産者の免責手続について租税官署等から照会があった場合
の対応について（通知）

標記の対応について、別紙第1のとおり東京地方裁判所長から照会があり、別紙
第2のとおり回答しましたから、参考までにお知らせします。

なお、当局第一課長から国税庁徴収課長に対し、この通知の趣旨を別途通知しま
した。

(別紙第1)

東地裁民庶第1750号

(訟ろ-2)

平成16年12月13日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

東京地方裁判所長 永 井 紀 昭

破産者の免責手続について租税官署等から照会があった場合
の対応について（照会）

破産者に対して租税等の請求権を有する官公署から当該破産者に関する免責手続
の係属状況につき書面又は口頭（電話を含む。）により照会があった場合には、適
宜の方法により、これに回答して差し支えないものと考えておりますが、破産法
(平成16年法律第75号)においては、破産者に対して租税等の請求権を有する
者は免責許可決定についての送達を受けることとされておらず（同法252条3項
本文、251条1項），若干の疑義がありますので、貴局の見解を得たく、照会し
ます。

(別紙第2)

最高裁民三第000170号

(訟ろ-2)

平成16年12月16日

東京地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 高橋利文

破産者の免責手続について租税官署等から照会があった場合
の対応について

(12月13日付け民庶第1750号に対する回答)

標記の対応については、貴見のとおりと考えます。